

周南市監査委員 久行 竜二
周南市監査委員 井本 義朗

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、令和5年4月25日に議長及び市長に提出し、令和5年6月2日に議会報告されています。）

1 監査の対象

健康医療部

健康づくり推進課、地域医療課、病院管理室、保険年金課

2 監査の範囲

令和4年4月から12月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和5年2月17日（金）から令和5年4月25日（火）まで

4 監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、財務事務監査を中心に行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の着眼点

監査の実施に際し、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、着眼点を設定した。その主な項目は次のとおりである。

(1) 共通的事項

ア 会計区分、年度区分及び予算科目を誤って執行しているものはないか。

イ 許可、認可、承認等の事項が法定の要件にかなっているか。

ウ 内部統制が有効に機能しているか。

(2) 収入事務

- ア 出納員その他の会計職員並びに企業出納員、及び現金取扱員以外の者が現金を取り扱っていないか。
- イ 現金出納簿は、遅滞なく正確に記帳されているか。また、日々出納関係帳簿等の点検を行っているか。
- ウ 滞納状況及びその理由を明確に把握し、かつ記録しているか。

(3) 支出事務

- ア 請求書の請求日が履行確認日から相当経過し、履行時期と支払時期の間隔が空き過ぎてないか。支払い期限後に支払っているものは遅延利息を支払っているか。遅延利息の支払いが常態化していないか。
- イ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。
- ウ 支給対象となる事実及び役務の提供は客観的資料によって確認できるか。
- エ 物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか。
- オ 正当な理由がなく分割発注していないか。

(4) 契約事務

- ア 予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の算定、秘密保持の方法は適正に行われているか。また、工事については設計書金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる歩切りを行っているものはないか。
- イ 継続費の総額又は繰越明許費の範囲内におけるものを除くほか、翌年度以降経費の支出を伴う契約については予算で債務負担行為として定めているか。
- ウ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。

(5) 財産管理事務

- ア 紛失、破損、盗難品、廃品及びその他不用品の処理は適正に行われているか。

6 監査の結果

上記事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、法令等に適合し、合理的かつ効率的な執行に努められており、次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書等で指導した。

健康づくり推進課

(1) 収入事務

ア 使用料について、領収済通知書の保管が適正に行われていないものがあった。

イ 使用料について、現金取扱員が自らの責任において入金を行っていないものがあった。

(2) 支出事務

ア 支払について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められた期日までに支払われていないものがあった。

地域医療課

(1) 収入事務

ア 貸付金に係る債権について、債権管理台帳が整備されていなかった。

(2) 契約事務

ア 診療所における使用料等の徴収事務について、業務委託契約が締結されていなかった。

イ 診療所の業務に係る覚書について、自動更新条項が設けられているものがあった。

ウ 業務委託について、必要な許可がない事業者と契約を締結し、1 者の見積書徴取とする理由に不備があるものがあった。

エ 点検業務委託について、年度開始前に契約が締結されているものがあった。

病院管理室

(1) 契約事務

ア 固定資産の取得に係る決裁について、周南市病院事業職務権限規則に定める決裁がされていないものがあった。